

地域情報配信システム導入業務 仕様書

1 総則

1.1 業務名

地域情報配信システム導入業務

1.2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月24日とする。尚、詳細なスケジュールについては別途協議の上決定するものとする。

1.3 業務目的

本業務は、おおい町（以下「当町」）や各区長・農家組合長等の町民の代表等（以下「各区長等」）が様々な情報を町民に対して配信するための情報配信機能と、その情報を住民が閲覧するためのタブレット型情報端末（以下「戸別端末」）およびスマートフォン向けアプリ（以下「スマホアプリ」）で構成されるクラウド型地域情報配信システム（以下「本システム」）を導入するものである。

現在、当町や各区長等が町民への音声放送に活用している IP 告知システムや、当該システムに付随する町民同士での無料電話サービスを廃止することに伴い、当該システムと同等のサービスを提供しつつ、音声だけでなく文字や画像も活用した地域情報の配信を行うことで、町民がいつでもどこにいても地域情報を受信できるようにし、また、戸別端末を町内の全世帯に配布することで、スマートフォン（以下「スマホ」）を持っていない方、スマホの操作が苦手な方に対する情報伝達体制も確保するものである。

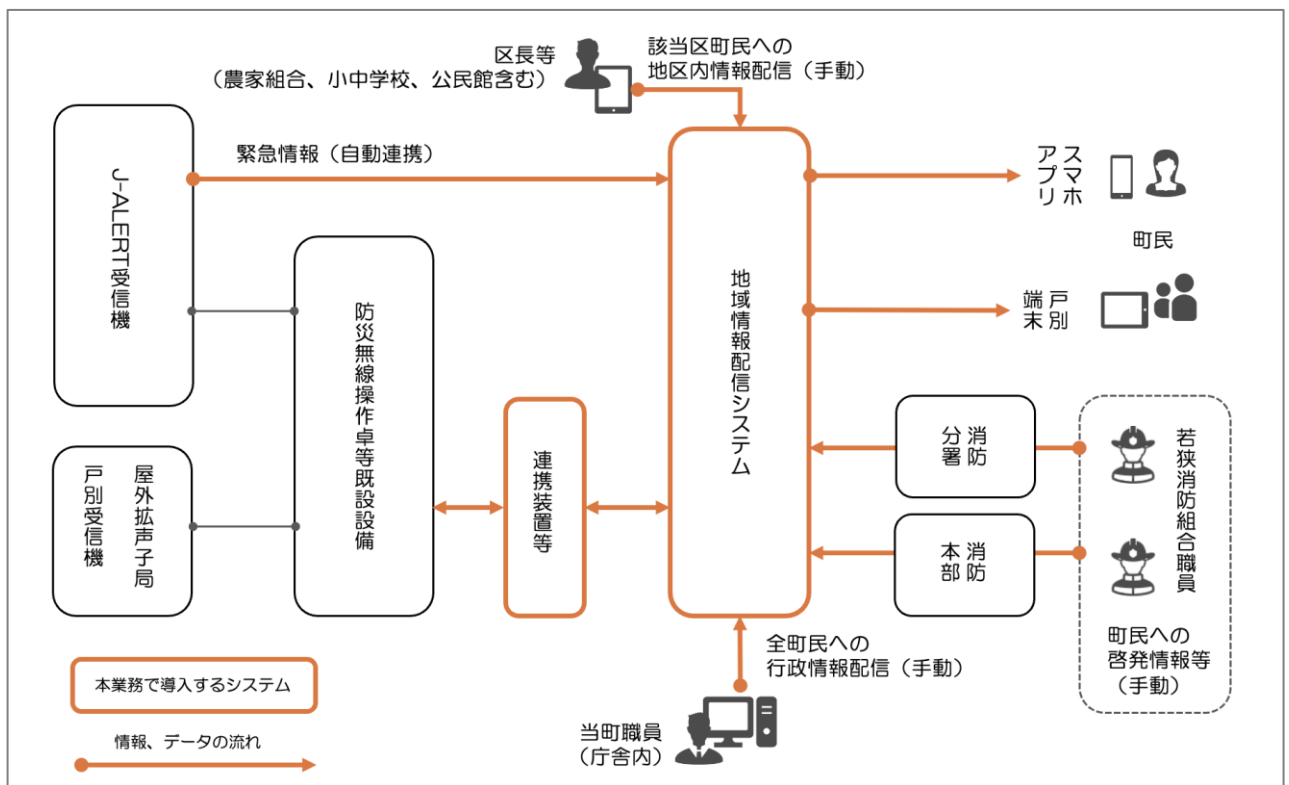
さらに、配布する戸別端末に関しては、当町等から発信した情報の応答状況を当町等が確認できるアンサーバック機能を実装することで、災害時の被災状況や、ひとり暮らしの高齢者、障害者等の生活状況等を確認することを可能とし、防災・減災、地域見守り等に向けた体制強化を旨とするものである。

本業務の受託事業者においてもこれらの目的を達成できるよう、最大限努力するものとする。

1.4 提案を求める主たるシステム

当町が事業者に提案を求める主たるシステムは以下の構成とする。

- (1) 当町や各区長等が情報配信するためのクラウドシステム
- (2) 情報を受信、閲覧、アンサーバック機能を有する戸別端末
- (3) スマホアプリ
- (4) 当町の防災無線システムと本システムを連携するためのシステム及び連携装置
- (5) 若狭消防組合からの啓発情報等の放送を、本システムを経由し当町の防災無線システムから放送するための連携機能
- (6) J-ALERT の緊急情報を戸別端末及びスマホアプリに自動配信するための J-ALERT 受信機連携機能



1.5 業務委託範囲

本業務の業務委託範囲を以下の通り定める。

- (1) 本システム導入業務
 - クラウドサービス環境上での本システムの構築
 - 当町職員向け、各区長等向け地域情報配信管理機能の開発
 - スマホアプリ、戸別端末のアプリケーションの開発
 - 当町の防災無線システムおよび J-ALERT 受信機と連携を実現する連携装置等の開発及び納品
 - 当町の若狭消防組合からの情報配信連携

- 当町向けアプリケーションと SIM カード（令和 9 年度～令和 13 年度通信費分含む）がキittingされた戸別端末（初期セットアップ済）の納品
※戸別端末 1 台あたりの想定通信量は 1 GB/月とする
- 当町職員および関係者（各区長等や一般町民等）への地域情報配信管理機能等の操作ガイドの作成及び操作説明会の実施

2 基本要件

2.1 戸別端末

調達する戸別端末については JC - STAR に対応していくものとし、以下の要件を満たす同等以上の製品仕様の端末を選定して調達すること。

(ア)ハードウェア要件

項目	要求仕様
筐体サイズ	高齢者でも片手で持てるサイズで、重さは 1kg 以下であること
画面サイズ	10 インチ以上であること
形状	端末が自立できる形状もしくは、自立可能なクレードル(すぐ外れないようしっかり固定できるもの)があること
タッチパネル	静電容量の入力方式によるタッチ操作が可能であること
カメラ	500 万画素以上の前面および背面カメラに対応すること
マイク/スピーカー	内蔵型であること
バッテリー容量	納品時において、非給電状態で 1 時間ごとに最大音量で約 5 分間音声告知し、待受を 55 分間を繰り返した場合、この使用状態で 24 時間以上は使用可能なバッテリー容量を持つこと
バッテリー保護	常時給電状態での使用でも電池膨れを抑える充電制御設計があること
通信機能	Wi-Fi 通信、LTE 通信に対応し、おおい町内全戸で使用可能なキャリアネットワークに接続可能な LTE 通信機能を持つこと
CPU	8 コア、1.8GHz 以上であること
メインメモリ	4GB 以上であること
ストレージ	64GB 以上であること
耐久性	室内での利用を前提とし、5 年間以上の通常利用に耐える設計であること
付属品	電源ケーブル、AC アダプターが付属されていること
データ SIM	個別管理、設定作業を必要としない、おおい町内全戸で通信可能な SIM を装着すること

	※建物構造等で SIM 通信不可の場合は、当町と別途協議を行うこと
その他	将来マイナンバーカードを活用した住民サービスを本端末でも受付することができるよう、マイナンバーの読み取りに利用できる NFC 機能を有することが望ましい

(イ) ソフトウェア要件

項目	要求仕様
OS	Android13 相当以上のバージョンであること
アプリケーション配信	当町や各区長等が発信する様々な情報を受信することから、本端末で利用するアプリケーションについては、後日アプリの追加や機能更新が想定されるため、利用者の操作を伴わず自動更新が可能なサイレントインストールに対応すること
ファームウェア更新	本端末で利用するファームウェアについては、後日機能・性能向上による更新も想定されるため、利用者の操作を伴わず自動更新が可能なサイレントファームウェアアップデートに対応すること

2.2 クラウドサービス環境

本システムを構築するために利用するクラウドサービスは ISMAP クラウドサービスリストに登録されたものであること。

また、クラウド上で障害が発生した場合はすみやかに当町へ報告すること。

2.3 地域情報配信システム

本システムはインターネットに接続する戸別端末及びスマホアプリに対して情報配信するクラウド型のシステムとする。当町の設備、施設との連携（防災無線システム、J-ALERT、若狭消防組合との連携）を行うために必要な機能、設備も含むものとする。

- (1) 堅牢かつセキュアで、実績のあるクラウドサービスを利用したシステムであること
- (2) 当町職員専用が配信する地域情報の作成、管理に適した配信管理機能を有すること
- (3) 上記管理機能は、戸別端末及びスマホアプリ以外に、既設の屋外拡声子局及び防災無線システムにおける戸別受信機（以下「屋外拡声子局等」）への音声放送、LINE 等の SNS 等に一斉配信する機能を有すること
- (4) 若狭消防組合からの放送を戸別端末及びスマホアプリに配信するための連携機能を実現すること
- (5) 当町職員が作成、配信する地域情報及び、若狭消防組合からの啓発情報等を屋外拡声子局等で音声放送を行うために、本システムから防災無線システムの操作卓を自動起動す

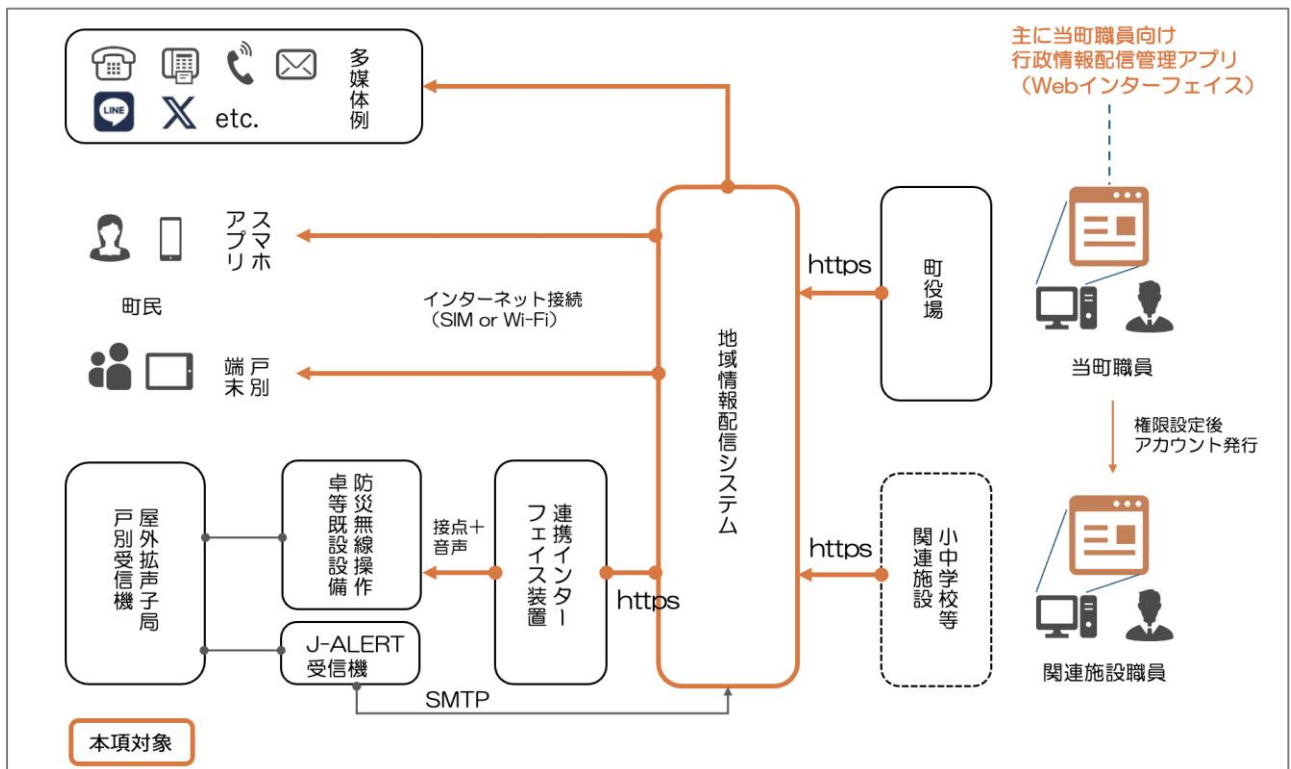
るための連携装置の提案が可能なこと

- (6) J-ALERT 等の緊急情報が発信されてからスマホや戸別端末で受信するまでの遅延時間は30秒以下に抑えること（月毎の通信量の上限を超過し、超低速通信状態になっている場合も同様）
- (7) 各区長等、当町職員以外の地域情報配信協力者に対して情報配信権限を付与するための管理機能を有すること
- (8) 各区長等が対象区の町民向けに音声による告知放送を行うために、各区長等が利用する戸別端末の操作画面から音声を録音し、配信を行える機能を有すること
- (9) 各区単位で住民同士がつながり支え合う地域づくりに役立つ、地域見守り、家族見守り機能と、各区単位での地域情報配信手段を有すること
- (10) 戸別端末は、高齢者でも容易に利用できる形状、操作画面であること
- (11) 当町の施策、新たな事業に応じた機能のアップデートに対応するための柔軟なシステム設計であること

3 機能要件

3.1 当町職員が利用する行政情報配信管理アプリ

当町職員は主に行政情報を全町民の戸別端末への情報配信と、防災無線の屋外拡声子局等に音声放送する運用を行うため、本機能は音声による放送が可能な地域情報作成機能を有する必要がある。また、将来的に住民が情報を受領する手段を増やせるよう多媒体への一括配信が可能な機能も有する管理機能であることが望ましい。



(1) ソフトウェア構成

- 提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする
 - ① 当町職員向け情報配信・管理用 Web アプリケーション (以下、行政情報配信管理アプリ)

(2) 行政情報配信管理アプリの利用環境

- 行政情報配信管理アプリを利用するための環境は以下に記載する条件での動作を保証すること
 - ① おおい町役場庁舎内インターネット接続系ネットワークに接続されるパソコンのブラウザ機能上で利用できること

- ② 町内の学校施設等関係団体など、当町が認める当町職員以外も行政情報配信管理アプリを利用できるよう、例えば Windows 11 Pro の Microsoft Edge ブラウザ等、一般的なパソコンのブラウザ、インターネット接続回線で利用できること

(3) アカウント管理機能

- 行政情報配信管理アプリの利用者アカウントを職員が管理できること
 - ① 当町まちづくり課が管理できるマスターアカウントを発行すること
 - ② 当町職員が複数人でログインし利用できるようなアカウントの発行、管理機能があること
 - ③ アカウトの発行は最低でも 128 以上の数の発行、管理ができること
 - ④ アカウント毎に管理者権限、配信専用権限等利用者の運用に合わせた権限設定ができること

(4) ログイン機能

- 行政情報配信管理アプリのログインは、メールアドレスとパスワードの組み合わせによる認証に加え、セキュリティ強化のために、2 要素以上のログイン等の方策を可能とすること

(5) 配信文作成機能

- 配信文を作成、配信するために、以下の機能を有すること
 - ① 3 分以内の操作で新規作成ができること
 - ② 新規作成毎に情報配信したい配信先を選択（複数の選択可）できること（配信先は下記の「多媒体への一斉配信機能」を参照のこと）
 - ③ 作成内容は、タイトル、本文の入力ができ、本文は表示用、音声合成用、屋外拡声子局等からの放送に適した音声合成用を個別に登録できること
 - ④ 配信する部署を設定できること
 - ⑤ 当町職員が作成した音声ファイルを添付し、音声放送できること
 - ⑥ 配信先の媒体が画像添付を許可する媒体の場合、画像の添付ができること
 - ⑦ 過去に作成・送信した配信文を複製して、新たな配信文を作成できること
 - ⑧ 英語、簡体語、繁体語、韓国語の翻訳が可能なこと
 - ⑨ 多言語の訳語を複数登録できること
 - ⑩ 作成途中の配信文を下書き保存でき、後からの変更を可能とすること
 - ⑪ 本番配信前に、画面上に表示して配信内容を確認可能なこと
 - ⑫ 本番配信前に、職員自身に向けてのテスト配信が可能なこと
 - ⑬ 本番配信直後、一定時間（10 秒程度）以内であれば配信の中断ができること
 - ⑭ 配信結果が画面上で把握可能なこと
 - ⑮ 事前に定型文を登録し、それを用いて新たな配信文を作成できること
 - ⑯ 定型文は 1,000 件以上登録可能なこと

- ⑰ 定型文はカテゴリを設定でき、カテゴリ毎の絞り込みが可能なこと
- ⑱ 閲覧可能期間を設定できること
- ⑲ カテゴリの登録や編集が可能なこと
- ⑳ 即時配信に加え、未来日の予約配信が可能なこと
- ㉑ 配信文を作成する操作についてはスマートフォンのブラウザで操作できること
- テキストから放送用の音声を作成する機能を持つこと
 - ① 音声合成は男性、女性の声を選択できること
 - ② 地域固有の名称等の音声合成用の単語辞書を作成できること
 - ③ 単語辞書用の単語は一括登録できること
 - ④ 登録された単語毎に音声合成音を視聴し、抑揚の調整ができることが望ましい
 - ⑤ 新規作成時に本文に入力されたテキストの音声合成はすぐに視聴が可能なことが望ましい。また、誤ったヨミの修正、違和感がある抑揚の調整が行えると望ましい
 - ⑥ 修正した単語のヨミ、抑揚は自動的に単語辞書に登録されることが望ましい
 - ⑦ 屋外拡声子局での音声放送用に作成したテキストは、放送時の聞きやすさが求められるため、音量、読み上げの速度をきめ細やかに調整できることが望ましい
- 行政情報配信管理アプリを使用する PC 等から肉声での音声放送ができること
 - ① PC に接続する PC 用マイク及び PC の内蔵マイクから肉声での録音ができること
 - ② 録音した音声を確認後、配信登録できること

(6) 多媒体への一斉配信機能

- 以下の媒体に一斉配信可能な機能を有すること
 - ① 本システムの戸別端末とスマホアプリ
 - ② 屋外拡声子局等への音声放送（連携方法は 4 章参照）
 - ③ 町の公式 LINE
 - ④ 町の HP へ行政情報のテキストと音声を掲載するための当町専用 WEB ページの自動生成（当町の HP からのリンクは当町で対応）
 - ・ テキストについては英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語以上の多言語に対応できること
- 以下の媒体にも配信可能な機能があることが望ましい
 - ① 登録制メールへの自動配信
 - ② 電話架電（事前に登録された電話番号への架電）
 - ③ SMS（事前に登録された電話番号への SMS 配信）
 - ④ FAX（事前に登録された FAX 番号への送信）
 - ⑤ テレホンガイダンス
 - ⑥ エリアメール及び緊急速報メール
 - ⑦ X（旧 Twitter）

(7) Jアラート連携機能

- J-Alert で受信した情報を迅速に配信するため、システム間連携を行い、自動で戸別端末へ緊急扱いで配信する機能を有すること（連携方法は4章参照）

(8) スマートフォンからの肉声放送

- スマートフォンから肉声で放送ができる機能を有すること

(9) 練習環境の提供

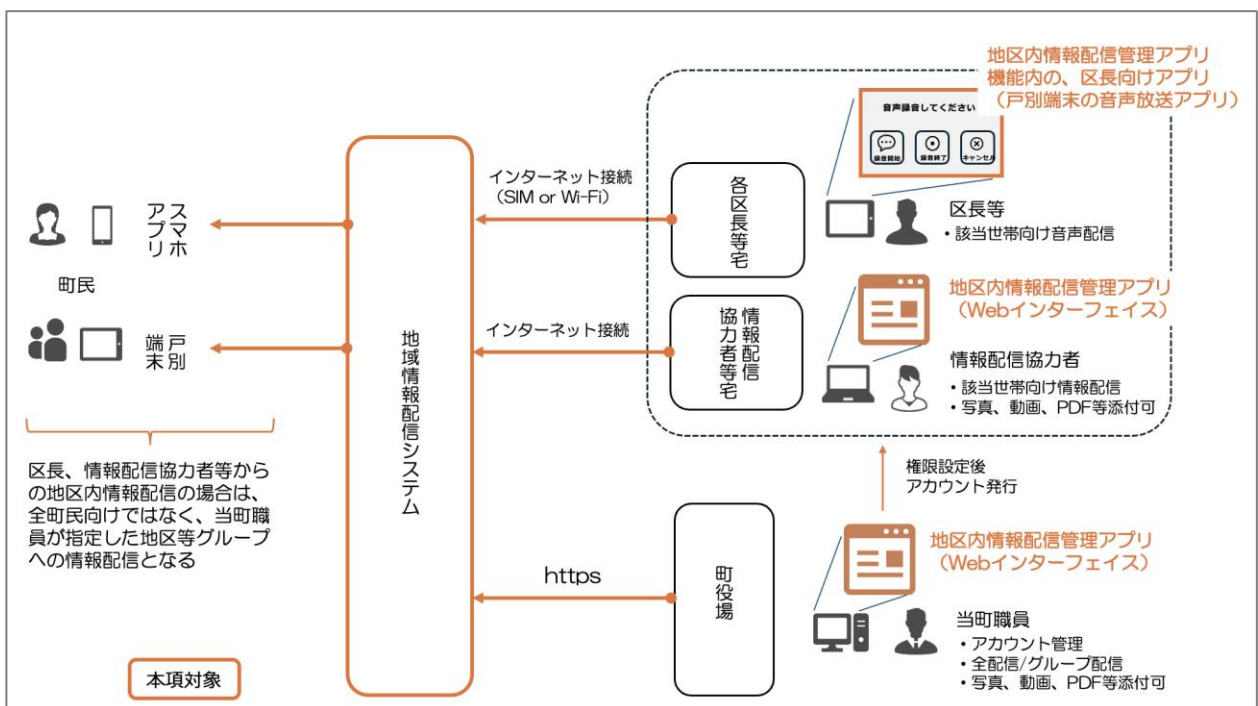
- 本番環境とは別環境で、絶対に本番配信されない練習用の行政情報配信管理アプリを提供すること

(10) 配信状況レポート機能

- 配信された情報一覧から、配信内容ごとの配信状況、配信結果を管理画面で確認できること
- 上記内容のレポートを csv 形式でダウンロードできること

3.2 各区長等が利用する地区内情報配信管理機能

当町の各区長等は各区に属する世帯の戸別端末に音声による放送を行うため、各区長等が使用する戸別端末の画面操作で音声による情報配信を簡単に行える機能を有する必要がある。各区長等の代理等で地域情報の配信運用を行う協力者向けには、パソコンのブラウザを使って地区内情報配信が可能な機能も有すること。



(1) ソフトウェア構成

提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする。

(以下、①②併せて地区内情報配信管理アプリ)

- ① 各区長等及び当町が認める情報配信協力者向け情報配信・管理用 Web アプリケーション
- ② 戸別端末で操作可能な各区長等向け音声放送アプリケーション

(2) 地区内情報配信管理アプリの利用環境

- 地区内情報配信管理アプリを利用するための環境は以下に記載する条件での動作を保証すること
 - ① 一般的なパソコンのブラウザ、インターネット接続回線で利用できること
 - ② インターネット接続する戸別端末の画面操作で利用できること
- 各区長等が利用する音声放送の利用環境
 - ① 一般町民向けと同じ戸別端末で利用できることが望ましい
 - ② 各区長等が使用する場所（各区長等の自宅等）の一般的なインターネット接続環境につながっている Wi-Fi 及び戸別端末の SIM によるデータ通信で使用できること

(3) アカウント管理機能

- 地区内情報配信管理アプリの利用者アカウントを当町職員が管理できること
 - ① 当町まちづくり課が管理できるマスターアカウントを発行すること
 - ② 各区長等、情報配信協力者が複数人でログインし利用できるようアカウントの発行、管理機能があること
 - ③ アカウトの発行は最低でも 128 以上の数の発行、管理ができること
 - ④ アカウント毎に管理者権限、配信専用権限等利用者の運用に合わせた権限設定ができること
 - ⑤ 配信専用権限のアカウント毎に、配信可能な地区、グループを設定できること

(4) ログイン機能

- 地区内情報配信管理アプリのログインは、メールアドレスとパスワードの組み合わせによる認証に加え、セキュリティ強化のために、2 要素以上のログイン等の方策を可能とすること。
- 各区長等が利用する音声放送に関しては、特別なログイン ID、パスワードを求められることなく利用できること（但し、本機能の利用権限がない一般町民向けの戸別端末では本機能は使用できないよう制御されること）

(5) 配信文作成機能（パソコンのブラウザ版）

- 配信文を作成、配信するために、以下の機能を有すること

- ① 3分以内の操作で新規作成ができること
 - ② 戸別端末のマルチメディアな表示画面を活かすために、以下のフォーマットに対応すること
 - ・ テキストのお知らせ
 - ・ テキストと画像添付お知らせ
 - 添付画像は戸別端末の画面サイズに適した画像サイズにリサイズしたものが配信されること（FHDサイズ以下）
 - ・ テキストと動画添付お知らせ
 - 50Mbyte以上の動画添付はできないよう制限すること
 - 戸別端末のデータ流量抑止のため動画を添付するお知らせを禁止する場合、動画添付お知らせは使用されないよう制御が可能なこと
 - ・ 音声添付お知らせ
 - ・ PDF添付お知らせ
 - 10Mbyte以上のPDF添付はできないよう制限すること
 - ・ 選択式の簡易なアンケートお知らせ（リアルタイムに集計できること）
 - ③ お知らせに詳細情報へのWebリンクと、そのボタン(物理的ではなく、画面上のボタン)名を作成できること
 - ④ 本番配信前に、画面上に表示して配信内容を確認可能なこと
 - ⑤ 配信結果が画面上で把握可能なこと。
 - ⑥ 即時配信に加え、未来日の予約配信が可能なこと
 - ⑦ 特定の地区やグループの戸別端末に配信が可能なこと
 - 配信済みのお知らせ毎に、配信対象の戸別端末の一覧を表示し、戸別端末毎の開封状況を確認できること
 - 配信済みのお知らせを、削除（端末上で表示されなくなる）することができること
- (6) 各区長等が利用する音声放送機能（戸別端末の音声放送アプリ版）
- 主に各区長等が利用する戸別端末を使って、該当する町民世帯の戸別端末に音声放送を行うために、以下の機能を有すること
 - ① 3分以内の操作で新規音声放送（音声でのお知らせ）ができること
 - ② 戸別端末の内蔵マイクを使って配信用の音声録音できること
 - ③ 録音された音声を再生して確認できること
 - ④ 配信先を指定できること（複数の選択可）
 - ⑤ 即時配信に加え、未来日の予約配信が可能なこと
- (7) 利用状況集計機能
- 戸別端末の稼働、利用状況を確認することを目的とした下記の集計データを取得できること
 - ① 月毎の非稼働端末（1度も利用されていない端末）の集計データ

② 月毎のお知らせの配信数、開封数、開封率等の集計データ

3.3 戸別端末専用アプリ機能

本システムと接続する戸別端末は、町内全世帯に配布、利用されるため、スマートフォンのようなタッチディスプレイ端末に慣れない高齢者への配慮が求められる。配慮が必要な町民に対しても情報伝達が行え、地域での見守りも可能とする機能を有すること。

(1) ホームアプリ機能

戸別端末はタブレット型の情報端末となるため、操作はタッチ操作が基本となるが、高齢者でも容易に扱えるようホームアプリの画面、操作は工夫が重要となり、特に次の事項を満たす機能を有すること。

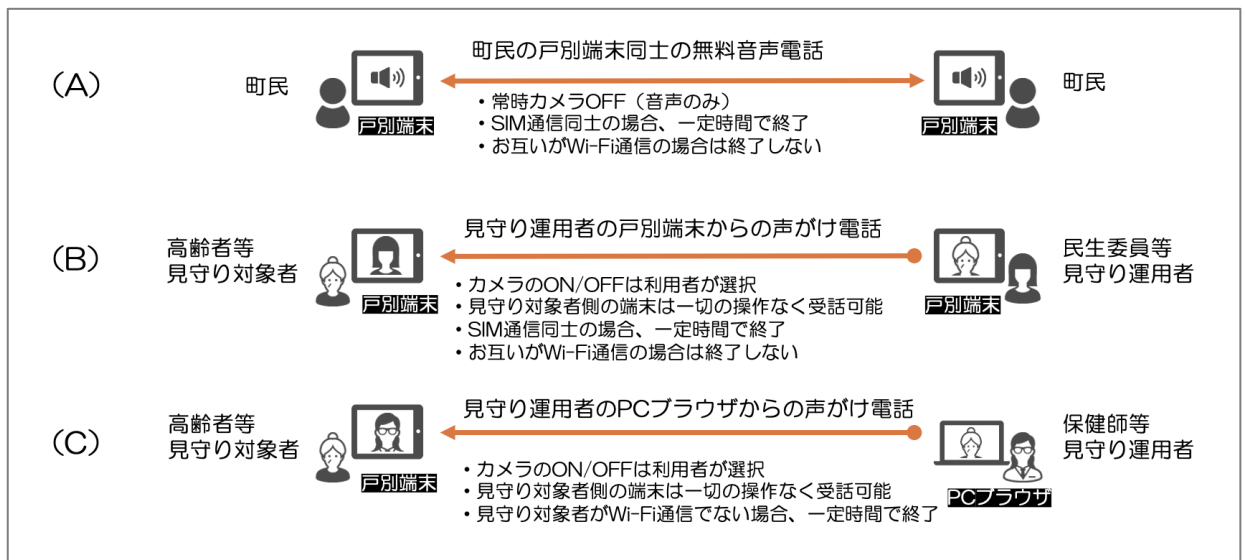
- 利用者毎の ID やパスワード等の入力操作を必要とせず、電源を入れただけでホーム画面が表示され、利用できること（接続検証が完了している SIM カードが挿入されている前提）
- 高齢者が操作に迷った場合に TOP 画面に戻れるホームボタン（物理的ではなく、画面上のボタン）に対応すること
- スマホに慣れない高齢者の誤操作を防ぐために、ボタンの長押しタッチに対応することが望ましい（本機能を有する場合、スマホ操作に慣れている利用者向けに、設定画面等から一般的なタッチ操作に戻せるようにすること）
- 戸別端末の各画面のボタンから下記の画面遷移が可能なこと
 - ・ ホームアプリ内の各画面
 - ・ 戸別端末にインストールされているホームアプリ以外のアプリケーション
 - ・ 当町ホームページ等 Web サイト
- 戸別端末の画面は、TOP 画面だけでなく、TOP 画面から遷移する下階層の画面も使用できること
- 戸別端末の各画面は端末配布後もボタンの追加、画面の追加を行うなど、アップデートが可能なこと
- 画面をアップデートする場合、利用者に意識させることなくオンラインでアップデートが可能なこと
- 利用者の属性に合わせた数種類の画面の出しわけが可能なことが望ましい（例：要配慮者向けは機能を絞り込んでシンプルな画面、一般世帯向けは情報量が多い画面等）
- ホームアプリの画面上から URL リンクブラウザが表示する場合、おおい町公式ホームページ内のページ遷移のみ許可し、別ドメインのサイトへの画面遷移は禁止すること
- 戸別端末で利用されるブラウザ機能では、利用者が自由に URL を直接入力し Web アクセスできないようにすること
- 各家庭の Wi-Fi 等、戸別端末の各利用者が別途契約している通信環境に接続して利用する場合のみ、データ量が多い動画コンテンツなどが利用できるよう画面やボタンの

表示を制御する機能を持つこと

- 情報を受信した場合、画面表示に加え必ず音声による告知で知らせること
- 当町からの行政情報は、全画面で表示され、自動的に音声読み上げを行うこと
- 各区長等からのお知らせは、全画面で表示され、自動的に音声読み上げを行うこと
- 緊急扱いの情報を受信した場合は、個別端末が画面 OFF やスリープモードであっても自動で起動し、端末の音量設定に関わらず、最大音量で音声告知と全画面での画面表示となること
- 受信したお知らせは端末にキャッシュされ、受信した情報の一覧から通信することなく何度も閲覧、視聴が可能なこと（最低 60 日間はキャッシュされること）
- 通信不可等が原因で未取得の情報がある場合、復旧後に自動取得可能なこと
- お知らせに画像が添付されている場合、画像を選択することで全画面表示され、拡大、縮小操作ができること
- お知らせに動画が添付されている場合、動画を選択することで全画面視聴できること
- お知らせに PDF が添付されている場合、PDF ファイルのページ送り、拡大、縮小ができること
- 戸別端末の OS の安定稼働を目的とし、約 1 ヶ月程度の時間経過で端末の再起動を促す注意喚起画面を表示し、ワンタッチ操作で再起動できること

(2) ビデオ電話機能

ビデオ電話機能は、町民同士の無料電話サービス用途に加え、民生委員等が地域見守りで活用することを目的としており、次の事項を満たす機能を有すること。

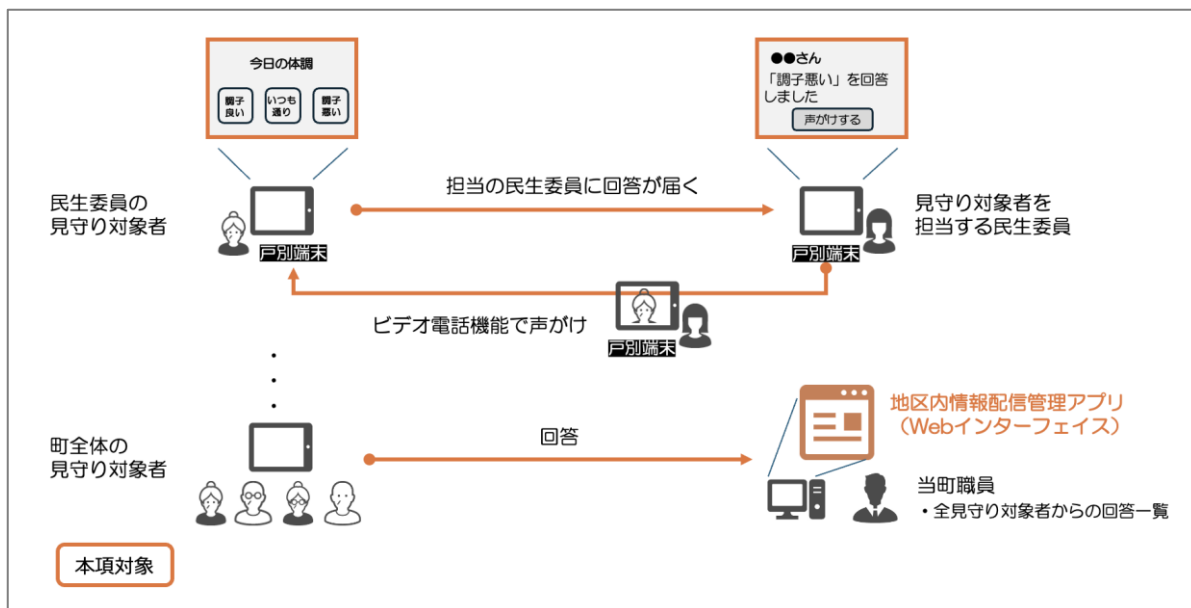


- カナ検索等が可能な電話帳機能を有すること
- よくかける相手をお気に入り登録できる機能を有すること（但し、お気に入り相手の情報はサーバーに保存されないこと）

- 町民同士の無料電話利用の場合は、音声のみの通話とし、カメラによる自分、相手の映像を表示しないこと（通信量抑制目的）
- 長電話を抑止するため、1回の通話時間の制限をシステム側で設定できること（デフォルト設定は当町と別途協議により決定する）
- 見守り対象者と当町職員や保健師等間の通話時間の制限は、それ以外の町民間での通話時間の制限と別々に設定できること（デフォルト設定は当町と別途協議により決定する）
- お互いが各家庭のWi-Fi等、戸別端末の各利用者が別途契約している通信環境で利用する場合は、上記通話時間の制限は適用されないこと
- タッチ操作が困難な高齢者に対してビデオ電話による遠隔からの声での呼びかけを行うために、着信側（高齢者側）は一切操作することなく一定時間の呼び出し後に自動的に通話状態となるタッチレス型のビデオ電話機能を有すること
- 当町職員や保健師等、見守り運用者の権限を付与されている方向けに、パソコンのWeb画面から戸別端末にビデオ電話するためのブラウザ版ビデオ電話アプリ機能を有することが望ましい
- 見守り運用者から見守り対象者が使用する戸別端末に見守り目的でビデオ電話を行う場合は、カメラのON/OFF切り替えができ、お互いの顔を見ながらのビデオ電話が可能なこと
- ビデオ電話着信側が不在等で受話できなかった場合、誰からビデオ電話がかかってきたかを知らせるための不在着信通知表示を行うこと（この通知画面から直接折り返しビデオ電話ができることが望ましい）

（3）地域見守り活動支援機能

区長、民生委員、自主防災組織等による町内各区単位での見守り体制の活動での利活用を目的とし、主に地域の民生委員等が災害時要援護者の見守り活動を効率化するための機能を有すること。



- 災害時の要援護者等の安否確認や日々の高齢者等の見守りに活用できるよう、アンサーバック機能を有すること
- 上記は担当の民生委員等見守り運用者が利用する戸別端末に通知されることが望ましい
- 民生委員等への通知画面から、直接見守り対象者に対してビデオ電話発信が可能なことが望ましい（自動受話型の発信を選択できるとより望ましい）
- 当町職員等の管理者はすべての見守り対象者からの回答内容を地区別情報配信管理アプリで一覧管理できることが望ましい

(4) 当町ホームページへのリンク機能

当町がホームページ上で公開している町民向けの情報を戸別端末からアクセスし表示できること。

- 戸別端末のメニュー画面に当町のホームページの指定画面に URL リンクするボタンを配置できること
- 戸別端末のメニュー画面に当町のホームページ以外の Web サービス等、当町が指定する外部サイトへのリンクボタンを配置できること
- 文字表示が小さくなりすぎないように、最適なサイズに自動拡大することが望ましい

3.4 スマホアプリ機能

戸別端末向けに配信された情報と同じ情報を、いつでもどこでも町民が所有するスマートフォンで閲覧できるスマホアプリ機能を有すること。このスマホアプリは町民がアプリマーケットから自由にダウンロードし、無料で利用できるものとする。家族見守りにも利用できる機能を有すること。

(1) 基本機能

スマホアプリは最低限以下の要件に対応すること。

- 2種類のアプリ（iOS と Android）に対応すること
- 対応 OS は少なくとも2世代前のバージョンまで対応すること
- アプリストアからダウンロード、更新が可能なこと
- お知らせ情報は件数に関わらず最低 60 日前までの情報の一覧、確認できること
- 新着お知らせの受信時など、プッシュ通知に対応すること
- 当町民が本システムを利用するにあたり、最低でも 8,000 以上の認証数を提供すること

(2) 戸別端末との連携機能

スマホアプリの初回起動時、利用者毎のアカウントを作成することなく、配布された戸別端末とスマホアプリを簡単な方法で認証連携することで利用ができることが望ましい

(認証連携の例)

- 戸別端末の設定画面等にスマホアプリと連携するためのコードが表示され、そのコードをスマホアプリが読み取る等で連携が完了する（コードとは、QR コードやランダムな数字等）
- 連携されたスマホアプリは、戸別端末に届く地域情報と同じ情報が届き、テキストによるお知らせだけでなく、添付される画像や動画、PDF ファイルも表示可能
- 戸別端末と連携できるスマホアプリの数は、各世帯でスマホを所有している人全員がなるべく連携できるよう、3 件以上とすることが望ましい

(3) 家族見守り機能

戸別端末を利用する独居高齢者等の子世代のご家族が、スマホアプリを使って家族見守りができる機能を有することが望ましい

(家族見守り機能の例)

- 連携済みのスマホアプリから、連携した戸別端末に対して、ビデオ電話発信できる（自動受話型の発信を選択できるとより望ましい）
- 連携済みのスマホアプリから、連携した戸別端末に対して、テキストや写真添付のお知らせを送信できる
- 戸別端末の利用者が見守り対象者の場合、毎朝の安否、体調状況を確認するためのアンサーバックが連携済みのスマホアプリにも通知される

3.5 外部サービス連携機能

当町が取り組む住民向けサービスとの連携を検討することになった場合、本システムと他事

業者のサービスとが連携できるインターフェイス機能を有すること。

(1) 他事業者のサービス連携機能

他事業者のサービス連携機能は、以下の要件を満たすこと。

- 以下の他事業者のサービスを戸別端末やスマホアプリのメニュー画面から直接立ち上げることができること（スマホ専用アプリのサービスに関しては、スマホのメニュー画面では起動リンクを埋め込み、戸別端末のメニュー画面では当該サービスの紹介ページへのリンクを埋め込むことを想定）。なお、IDやパスワードの入力が必要な場合は、入力履歴を記憶し、2回目以降の入力を省略できるようにすることが望ましい。
 1. デマンドバス予約ページ「ポケットバス停」
 2. 健康づくりアプリ「スポーツタウンウォーカー」
 3. 住民検診 WEB 予約システム AITEL
 4. 図書館情報管理システム
 5. ごみサポ！
 6. 鳥獣出没情報登録システム
 7. 母子手帳アプリ「母子モ」
- 以下の他事業者のサービス上で発信（公開）された際、本システム上で自動的にその旨を通知することができることが望ましい。
 1. 町公式ホームページ運用システム「e-CLEAR Contents Management System」
 2. 連絡エクステンション
- 当町からの指示により、上記以外の他事業者のサービスを戸別端末で利用することになった場合、戸別端末利用者の手動による操作を要することなくオンラインからアプリケーションが配信され、自動的にサイレントインストールされること
- 他事業者のサービス用アプリケーションを起動するためにホームアプリの画面レイアウト変更、ボタン追加が伴う場合、戸別端末利用者の手動による操作を要することなく自動的に該当画面が更新されること
- 他事業者のサービス基盤から本システムの外部サービス連携インターフェイスを介して、戸別端末及び連携済みのスマホアプリに対してお知らせの配信が可能なこと
- 他事業者のサービス基盤から本システムの外部サービス連携インターフェイスを介して、特定の戸別端末に対して個別お知らせの配信が可能なこと

3.6 追加機能及び拡張性

本システムを利用し、町民に有益な活用方法があれば機能追加(LINE 以外の SNS との連携や、メニュー画面上におけるメニューの追加・削除などより使いやすい町民向けインターフェイスへのアップデート)が可能なシステムであること。また、委託事業者側から機能追加を提案する

場合は以下を明記すること。

- 利用シーン及び利用方法
- 機能の有効性（実績があれば明記）
- 導入費用及び運用費用（費用が必要な場合）

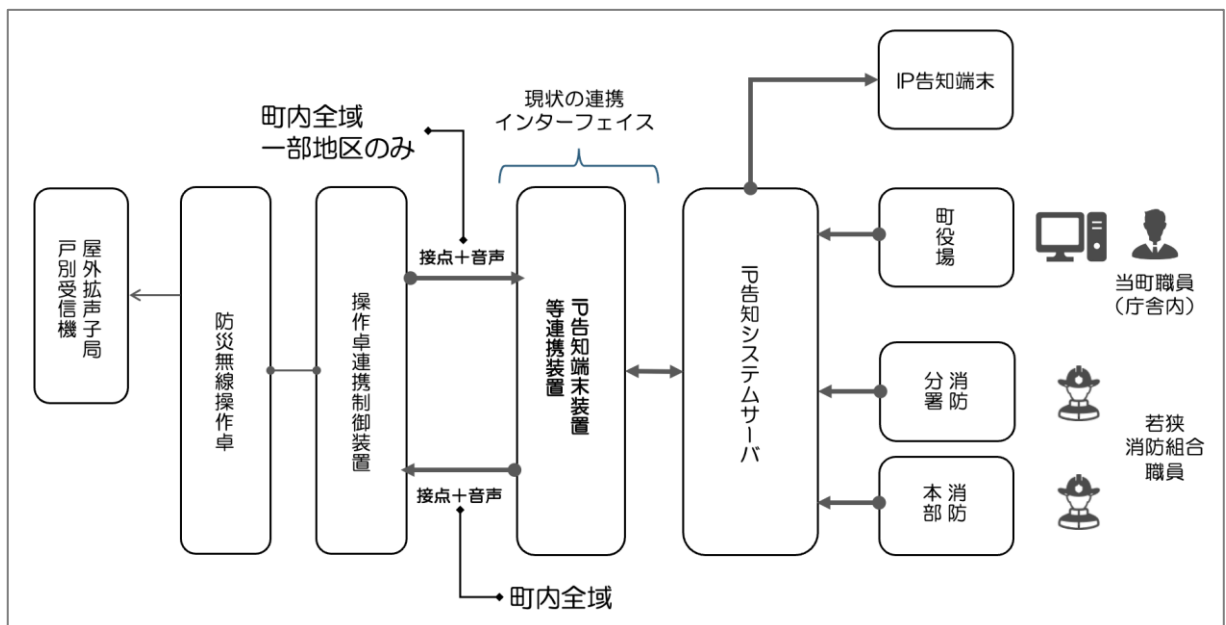
4 当町の既設設備、施設等との連携対応要件

4.1 当町防災無線操作卓との連携要件

当町では、行政情報及び若狭消防組合からの情報を町内の屋外拡声子局等で一括放送するために、既設の IP 告知システムと防災無線操作卓とを連携するための連携装置がある。本システム導入後に、IP 告知システム及び関連設備が廃止になるため、本システムの機能として防災無線操作卓と連携するための新たな連携機能と代替装置が必要となる。

(1) 現状の構成

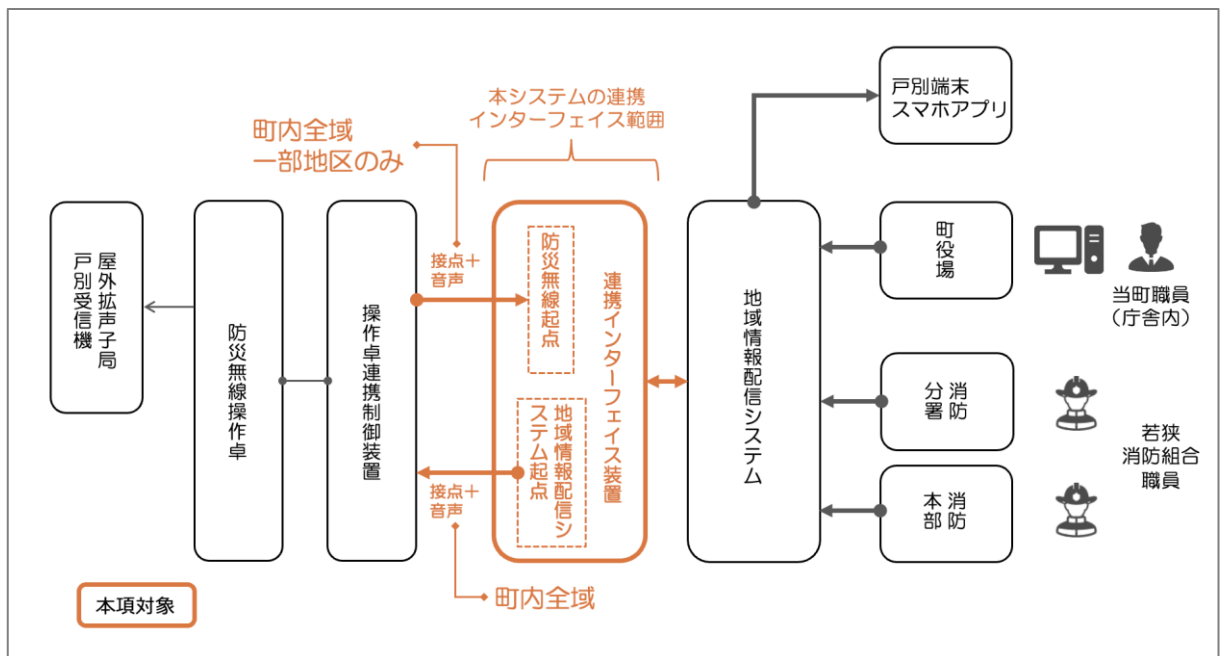
現状は下図の通り IP 告知システムと防災無線操作卓と相互に連携しており、防災無線操作卓から伝送される音声データを IP 告知端末装置経由で IP 告知システムサーバーに受け渡し、IP 告知機から音声による放送が行われ、また、IP 告知システムサーバーから IP 告知端末装置で防災無線システムに音声データを受け渡し、屋外拡声子局等から放送を行うことも可能となっており、後者の連携方法では指定した一部地区内のみの放送や、屋外拡声子局と防災無線の戸別受信機のいずれか片方からのみの放送が可能となっている。



(2) 連携インターフェイス装置

IP 告知システムサーバ及び IP 告知端末連携装置が廃止となるため、下図の通り本システムから伝送される音声を防災無線操作卓等既設設備に受け渡すために、本システム専用の設備として以下の要件を満たす連携インターフェイス装置を開発、納入すること。

- 操作卓連携制御装置と音声ケーブル及び起動信号を送る信号ケーブルで接続可能な連携インターフェイス装置であること
- 本システムから伝送される音声を屋外拡声子局等で放送できる機能(町内全域での ON / OFF が可能)を有すること。なお、後述の本業務を委託することが決定した場合に、当町から情報開示される連携インターフェイス装置側の入出力に関する仕様等の内容により、より(1)に近い連携が可能であれば、委託事業者は(1)になるべく近い連携ができるよう最大限努力すること。



(3) インターフェイス仕様について

操作卓連携制御装置側の入力インターフェイスは一切変更されることなく、連携接続が可能な装置であること。連携インターフェイス装置側の出力に関する仕様等については本業務を委託することが決定した場合に当町から情報開示される。提案時は本仕様書に記載の内容を元に提案すること。本業務の委託者に対して当町は連携インターフェイス装置の開発及び接続試験のための方法、環境提供に最大限協力するものとする。

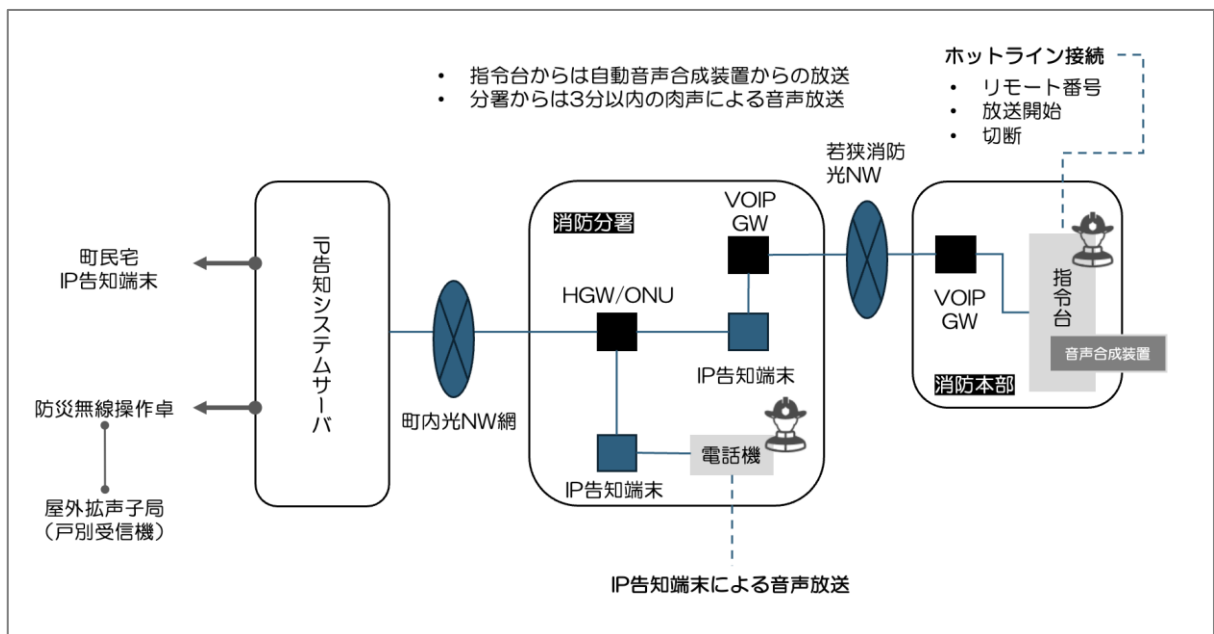
4.2 若狭消防組合の高機能消防指令システムとの連携要件

当町では、消防本部及び、2 地区の消防分署と既設の IP 告知システムを連携し、若狭消防組

合からの情報配信を行なっている。本システム導入後に、IP 告知システム及び関連設備が廃止になるため、本システムの機能として若狭消防組合と連携するための連携機能が必要となる。

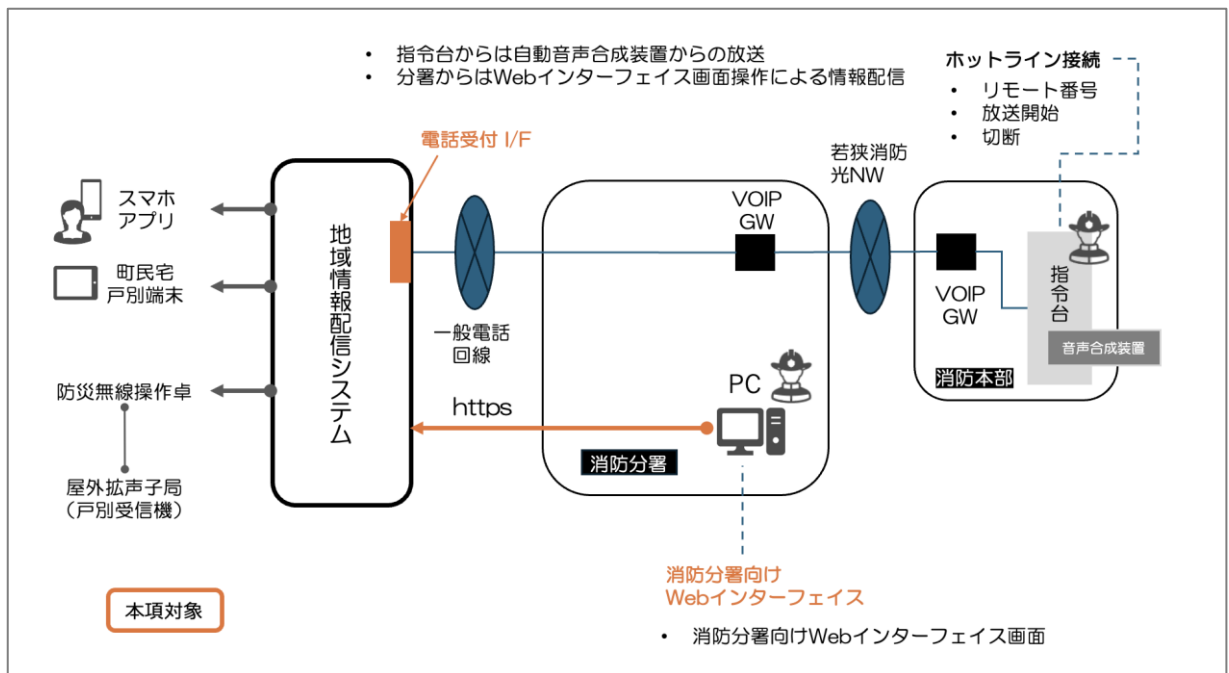
(1) 現状の連携方法

現状は下図の通り若狭消防組合（消防本部及び消防分署）と電話番号ダイヤル操作による IP 告知システムサーバとの連携を行なっている。指令台は自動音声合成装置があり、指定のダイヤル操作により音声合成による音声が入知システムに伝送される。各分署からは IP 告知端末と接続する電話機でダイヤル操作し、音声を録音後、IP 告知システムに伝送される。



(2) 若狭消防本部との連携インターフェイスについて

IP 告知システムサーバ及び IP 告知端末が廃止となるため、若狭消防組合からの放送音声を本システムへ伝送するためのインターフェイス対応が必要となる。若狭消防本部の指令台からの放送については、現在の運用で使用しているダイヤル操作によるは告知運用を踏襲するため、下図の通り一般電話回線の特定番号による電話受付インターフェイスで放送内容を受領し、戸別受信機とスマホアプリ、及び連携インターフェイス装置を経由した屋外拡声子局等への放送を行えること。



(3) 消防分署からの情報配信について

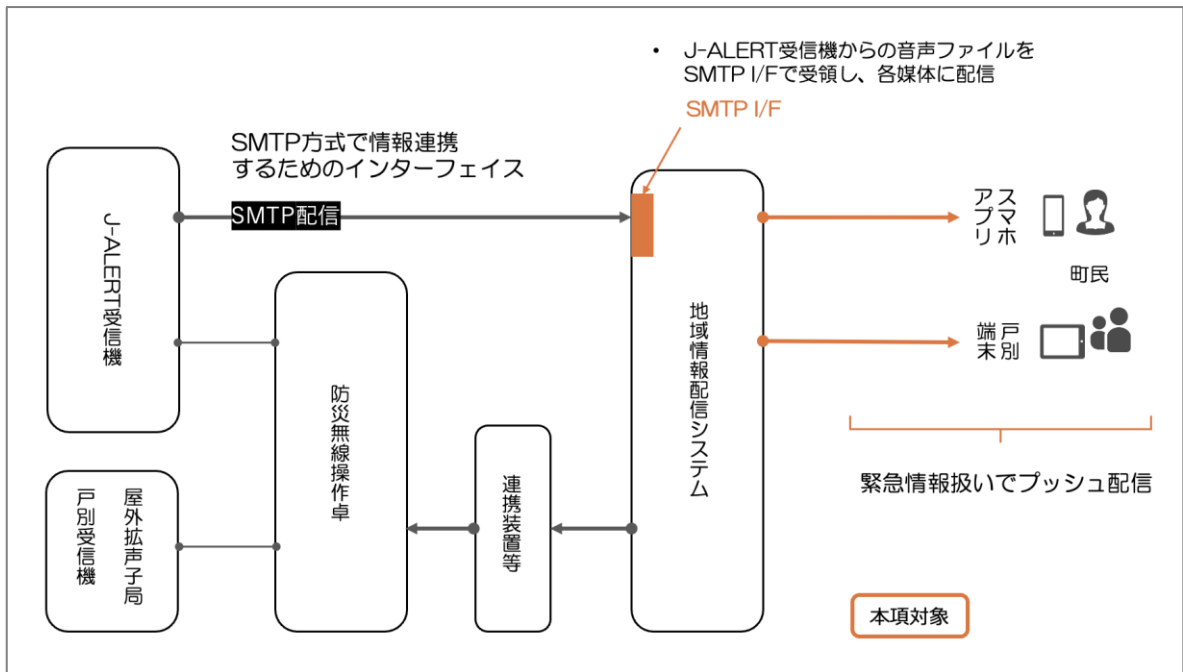
消防分署からの情報配信機能については、本業務を委託することが決定した場合に若狭消防分組職員からの要望を確認した上で、消防分署向けに最適化された Web インターフェイスを開発、提供すること。

(4) 電話受付インターフェイス仕様について

司令台との電話受付インターフェイスの詳細仕様については、本業務を委託することが決定した場合に当町および若狭消防組合ならびに若狭消防組合から高機能消防指令システムの保守管理を委託された事業者と協議の上仕様を決定するものとする。提案時は本仕様書に記載の内容を元に提案すること。本業務の委託者に対し当町は連携インターフェイス仕様の検討及び接続試験のための方法、環境提供に最大限協力するものとする。

4.3 J-ALERT 受信機との連携要件

当町では、令和 8 年度に J-ALERT 受信機（以下、本受信機）を第 3 世代に更新する予定となっており、この更新作業時に J-ALERT 受信機のメール送信インターフェイス設定を行う。本システムは本受信機のメール送信機能を利用した SMTP 連携が可能な機能を有すること。



(1) インターフェイス仕様について

本受信機からの SMTP 連携インターフェイスの詳細仕様は、本業務を委託することが決定した場合に当町と協議の上仕様を決定するものとする。提案時は本仕様書に記載の内容を元に提案すること。本業務の受託者に対して当町は連携インターフェイス仕様の検討及び接続試験のための方法、環境提供に最大限協力するものとする。

(2) 本受信機の更新時期

本受信機の更新時期は本業務履行後に更新予定となるが、本受信機と接続を行うための業務は本システム導入業務の費用に含めるものとする。

5 本システム導入業務に関する要件

本業務の導入に関する要件は下記とする。

(1) 導入作業要件

委託事業者は導入作業を行うにあたり、以下の要件を満たすこと。

- 作業に必要な機器（PC 端末等）及び回線環境は当町内にて準備を行う
- 導入時に機能テストを実施し、システム納入時に結果を検査成績書として提出すること

(2) 当町との仕様調整

本業務の受託事業者は提案されたシステムで本仕様書に記載の要件を実現するための具体的な仕様について最大限協力するとともに、当町の既設設備、施設との連携については当町が指定する事

業者と連携して実現に努めること。

(3) 情報発信者向け事前説明会

委託事業者は、本システムのスムーズな導入を実現するため、当町関係課及び情報配信者に対し事前説明会を開催すること。尚、実施スケジュールについては当町と協議の上決定するものとする。

① 対象者

本システムの管理、運用責任者となるおおい町職員、各区長等の役場以外の情報配信者

② 情報配信者説明会

説明会では以下の内容について操作ガイド（説明会時点の案でよい）を作成した上でわかりやすく説明すること。尚、説明会の開催は当町関係課向けと各区長向けに分けての開催を想定し、5回程度の開催を行うものとする。戸別端末の機能、基本操作について

- ・ 行政情報配信管理アプリの機能、操作方法について
- ・ 地区内情報配信管理アプリの機能、操作方法について
- ・ 地域見守り活動支援機能、操作方法について
- ・ スマホアプリの機能、操作方法について
- ・ 消防分署向け Web 連携インターフェースの機能、操作方法について

(4) 進捗状況の報告

本業務の受託者は作業スケジュールに配慮し、当町及び当町が指定する事業者と密に連携を取り、業務の進捗状況を報告するものとする。

6 納品物及び納品場所

(1) 納品物

本業務における納品物を以下の通り定めるものとする。

項番	品目	数量
1	戸別端末（初期セットアップ済み・SIMカード内蔵済み・本体への端末識別番号シールおよび「おおい町役場貸与品」シール貼付済み・梱包する箱等への端末ID（製造番号）およびおおい町資産管理番号記載のシール貼付済み）	受信者用：3,300台 発信者用：128台 ※
2	戸別端末用ホームアプリのインストール数 （ホームアプリと連携するアプリがある場合はこれも含む）	受信者用：3,300台 発信者用：128台 ※
3	スマホアプリ（iOS/AndroidOS版）	1式（インストール数は当町全住民分）
4	行政情報配信管理アプリ管理者アカウント （本アカウントを使い、当町にて必要数を発行できること）	1アカウント
5	消防分署向け Web 連携インターフェース管理者アカウント	1アカウント

	(本アカウントを使い、消防分署にて必要数を発行できること)	
6	ローカル情報配信管理アプリ管理者アカウント (本アカウントを使い、当町にて必要数を発行できること)	1 アカウント
7	行政情報配信管理アプリ操作ガイド	1 式 (データ納品可)
8	消防分署向け Web コンソール操作ガイド	1 式 (データ納品可)
9	地区内情報配信管理アプリ操作ガイド	1 式 (データ納品可)
10	戸別端末画面仕様書 (納品時の画面)	1 式 (データ納品可)
11	戸別端末操作ガイド	1 式 (データ納品可)
12	スマホアプリ操作ガイド	1 式 (データ納品可)
13	戸別端末管理表	1 式 (データ納品)
14	防災無線操作卓との連携インターフェイス装置	1 台
15	連携装置の接続インターフェイス図	1 式 (データ納品)

※発信者用端末は区長や農家組合長等に配布するもののため、新しく区長や農家組合長等になった方の所属する世帯に配布する受信者用端末で、発信者用の機能を遠隔から迅速に付与することが可能であれば、発信者用戸別端末の納品および当該端末へのアプリインストールは不要とする。(この場合、提案書にその旨明記すること)

(2) 納品場所

- 戸別端末は委託事業者が提案する保管場所への全数配送とし、配送料は委託事業者負担とすること
- 連携インターフェイス装置は当町役場庁舎内への配送もしくは接続試験時に直接持参し、当町職員に受け渡しすること
- データ納品可能なものは、納品スケジュールまでにメール等で安全に当町職員に受け渡しすること

7 費用の算定方法

本業務に関わる費用の算定方法について以下の通り定めるものとする。

(1) 導入費用

導入費用は、戸別端末の全台数納品及びスマホアプリの公開までの業務、及び納品物に関わる一切の費用を含めること。

(2) 追加機能及び拡張費用

委託事業者側から機能追加、拡張サービスを提案する場合は、導入費用に含めず、別記すること。

8 令和9年度以降の業務内容について

以下に掲げる令和9年度以降の業務を想定した上で、本業務を行うこと。(具体的なスケジュールは別添参照)

・令和9年度導入説明会対象者

(1) 情報配信者向け説明会

・対象者

情報配信に携わる関係課に所属するおおい町職員、各区長等の役場以外の情報配信者

・説明会

説明会では以下の内容について操作ガイド(説明会時点の案でよい)を作成した上でわかりやすく説明すること。尚、説明会の開催は当町関係課の職員向けと各区長等向けに分けての開催を想定し、10回程度の開催を行うものとする。うち1回は消防分署向けの説明会を含むこと。

- ・ 戸別端末の機能、基本操作について
- ・ 行政情報配信管理アプリの機能、操作方法について
- ・ 地区内情報配信管理アプリの機能、操作方法について
- ・ 地域見守り活動支援機能、操作方法について
- ・ スマホアプリの機能、操作方法について
- ・ 消防分署向け Web 連携インターフェースの機能、操作方法について

(2) 情報受信者向け説明会

・対象者

(1)に該当しない一般町民等

・説明会

説明会では以下の内容について操作ガイド(説明会時点の案でよい)を作成した上でわかりやすく説明すること。尚、説明会の開催は5回程度の開催を行うものとする。

- ・ 戸別端末の機能、基本操作について
- ・ スマホアプリの機能、操作方法について

・戸別端末の各戸配布

当町が指定する場所(約5~6か所を想定)へ配送すること

※各家庭への配布は各区長等や当町職員で配布することを想定

- ・ 戸別端末に関する町民からの問い合わせやトラブル等への対応を目的とした、戸別端末の識別番号と配布する世帯主名・住所、当該端末に挿入されるSIMカードの識別番号を紐づけた戸別端末管理表の作成

- ・スマホアプリの公開等

スマホアプリの公開に際し、以下の要件を満たすこと。

- 委託事業者、もしくは再委託先等の協力会社のアカウントで公開すること
- Google の PlayStore、Apple の AppStore からダウンロードしてインストールできること
- スマホアプリのダウンロードを促す広報チラシを作成すること

- ・令和 9 年度以降の運用保守要件

(1) コールセンター要件

- ・受付時間：平日 9 時～17 時、フリーダイヤル無し専用電話番号
- ・端末操作説明を中心とした町民等のスマホアプリ・戸別端末利用者からの問合せ対応
- ・サービスの仕様、設定、操作方法に関する質問
- ・サービスが正常に動作しない場合における、原因調査、回避措置に関する質問、相談
- ・想定コール数：令和 9 年度：50 件/月、令和 10 年から 13 年度：10 件/月

(2) 戸別端末保守

- ・端末通信不可時は予備機（SIM 無）に交換（故障率に見合った端末台数の調達費用を含めること）
※費用提示時には各家庭への予備機交換に係る訪問費用は含めないこと
- ・予備機管理は含まない。
- ・おおい町内への新規入居者用端末として令和 9 年から毎年 50 台の費用を含めること

(3) 毎年度実施する J-ALERT を活用した防災訓練への必要な協力

- ・令和 9 年度以降の費用

上記の令和 9 年度導入説明会開催費用や令和 9 年度以降の運用保守費用について、企画提案書に明記すること

9 その他

- ・当町との仕様調整：受注後の受託者と当町との仕様決定までのプロセスを明記すること。

- ・瑕疵担保

本システムに関して業務完了報告後 1 年間は瑕疵担保期間とし、その間に不具合、機能、性能等に仕様要件に沿わない事象が判明した場合には、受託者の責任において修繕、修正、機能追加・性能拡張を実施すること。

- ・疑義が生じた場合

本業務の作業過程で発生し、必要と判断された作業等については、当町と協議のうえ、当町の指示に基づき実施すること。また、本仕様書に疑義のある場合には、当町に対して確認し必要な指示を受けること。